

## 長柄町地域応援券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響に対し、長柄町(以下「町」という。)における家計応援を目的として、町内に居住するすべての住民に対し、期間を限定して使用できる商品券を交付する地域応援券事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域応援券 前条の目的を達成するために、町によって配布される別記第1号様式 of 地域応援券をいう。
- (2) 配布対象者 令和4年9月30日において町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 特定取引 地域応援券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の配布若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (4) 取扱事業者 特定取引を行い、受け取った地域応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (5) 換金事業者 町からの委託を受け、取扱事業者から換金の申出のあった地域応援券を換金する事業者をいう。

(地域応援券の配布等)

第3条 町は、この要綱に定めるところにより、配布対象者に地域応援券を配布する。

- 2 地域応援券の金額は、住民1人につき、6,000円分の地域応援券を配布する。
- 3 地域応援券の1枚あたりの額面は、500円とする。

(地域応援券の使用範囲等)

第4条 地域応援券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 地域応援券の使用期間は、令和4年11月15日から令和5年2月28日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された地域応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。
- 4 地域応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 地域応援券は、交付された本人又はその代理人に限り使用することができる。
- 6 地域応援券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - (1) 不動産や金融商品
  - (2) たばこ
  - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(取扱事業者の登録等)

第5条 町は、別に作成する募集要領を公示して取扱事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該取扱事業者に通知する。

2 町は、前項の業務を委託することができる。

3 長柄町商工会は、その構成員である事業者に代わって、同条第1項の応募をすることができる。

(取扱事業者の責務)

第6条 取扱事業者は、特定取引において地域応援券の受け取りを拒んではならないこと、地域応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築することその他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 町は、取扱事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(地域応援券の換金手続)

第7条 町は、特定取引において地域応援券が使用された場合は、関係取扱事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱事業者は、別に町が定める換金事業者の受付窓口にて、令和5年2月28日までの特定取引において受け取った地域応援券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、換金事業者が定める方法により行う。

4 取扱事業者は、換金事業者に対し、令和5年3月8日までに地域応援券の換金を申し出なければならない。

(地域応援券に関する周知等)

第8条 町長は、地域応援券事業の実施に当たり、配布対象者の要件、配布方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年8月29日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り失効する。